

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

目 次

I	令和7年度事業計画 基本方針	1
	《重点目標と令和7年度主要事項》	2
II	各部署個別事業計画	7
	(1) 総務企画部	7
	① 総務経営班	
	＊法人運営事業関係	7
	＊社会福祉事業従事者福利厚生事業及び表彰事業関係	8
	② 企画班	
	＊市町村社協活動支援事業関係	9
	＊施設関係	11
	＊企画調整関係	13
	(2) 地域福祉部	14
	① 権利擁護班	
	＊地域福祉権利擁護センター・成年後見支援センター事業関係	14
	② 生活資金班	
	＊生活福祉資金等貸付事業関係	15
	＊福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業関係	18
	③ ボランティア振興班	
	＊ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンター事業関係	20
	④ 健康生きがい班	
	＊いきいき長寿社会センター事業関係	21
	(3) 福祉人材研修部	23
	＊福祉人材センター事業関係	23
	＊福祉介護サービス評価センター事業関係	27
	(4) 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	28

令和7年度事業計画 基本方針

令和6年1月に発生した能登半島地震と9月の奥能登豪雨災害により、本県では「災害時の相互支援協定」に基づき、多くの職員を派遣し、支援にあたってきました。1年間という長期にわたる支援活動を振り返り、改めて今後の本県における防災・減災の取組にどのようなにつなげるべきか、これらの災害を通して、災害時にも助け合える地域社会を作るには、平時からの取組がいかに重要であるかを再認識する機会となりました。

こうした状況を踏まえ、本会では、第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画の第4年次として、引き続き「社会的孤立への対応」、「市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり」、「相談支援・生活支援と権利擁護の充実」、「多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援」、「地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成」、「自然災害への対応」の6つの重点目標に取り組みます。

まず、重点目標の「社会的孤立への対応」については、コロナ禍で一層深刻化した社会的孤立の問題に引き続き取り組み、また、新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付の償還業務を適正に行うとともに、借受世帯等の多様な生活課題に対し、多機関との連携・協働をさらに強化し、必要な支援を実施します。

次に、「市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり」については、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を視野に入れ、市町村社協における「相談・支援体制の強化」と「地域づくりのための活動基盤整備」を支援します。

三つめの重点目標「相談支援・生活支援と権利擁護の充実」については、近年の複合化・多様化した生活課題に対する必要な支援が実施できるよう、多機関との連携・協働をさらに強化して取り組みます。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度を通じた相談・支援体制づくりを促進するとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進への取組を強化します。

四つめの重点目標「多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援」については、新たな地域生活課題への対応や災害時の福祉救援活動等、ともに支え合える地域社会の実現に向けて、多様な主体と連携・協働し、誰もが参加の機会や役割を持って暮らしていくことのできる地域づくりを支援します。また、令和6年度より県から受託している「和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業」において、こども食堂のさらなる普及と活動支援に取り組みます。

五つめの重点目標「地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成」については、多様な人材が福祉の仕事への関心を高め、就労につなげていけるよう、福祉人材のすそ野拡大に向けた多様なアプローチや福祉の魅力発信と将来的な福祉人材の確保に取り組むとともに、介護施設等における生産性向上の取組を促進します。

六つめの重点目標「自然災害への対応」については、大規模災害に備えるため、市町村社協や県災害ボランティアセンター協力団体等と連携し、平時から災害時にも助け合える場づくりや仕組みづくり、災害ボランティア活動支援機能の強化に取り組みます。また、災害時の避難所等における福祉支援体制の構築を図るため、県とともに「災害福祉支援ネットワーク」及び「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の活動を推進します。

以上、社会福祉協議会のネットワーク機能を生かし、住民の参画を得るとともに、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人（社会福祉施設）、ボランティア・NPO等の福祉関係者をはじめ、行政、保健、医療、司法、教育、企業等、多種多様な関係機関・団体等と連携・協働して取り組みます。

《重点目標と令和7年度主要事項》

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）から

基本理念	^{わかやま} ともに生きる地域社会の実現をめざして ～ ☐ だんの ☐ らしの ☐ あわせを みんなの力でつくります～		
行動指針	☐ 受け止める ☐ 考える	☐ 知る・出向く ☐ つくる	☐ まもる・支える ☐ 育てる
強化すべき機能	◆広域性 ◆総合企画	◆ネットワーク・コーディネート ◆コンサルテーション	◆情報収集・提供 ◆研修

◇重点目標と個別事業計画の関係

重点目標	1 社会的孤立への対応							総務企画部	地域福祉部	福祉人材研修部	運営適正化委員会
	2 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり										
	3 相談支援・生活支援と権利擁護の充実										
	4 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援										
	5 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成										
	6 自然災害への対応										
具体的事業（個別事業計画）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	①市町村社協活動支援事業	☐			
	☐	☐	☐	☐			②生活福祉資金等貸付事業		☐		
	☐	☐	☐				③日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）		☐		
	☐	☐	☐	☐		☐	④民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働	☐			
	☐	☐		☐	☐	☐	⑤ボランティアセンター事業		☐		
	☐	☐		☐	☐	☐	⑥災害ボランティアセンター事業		☐		
	☐			☐			⑦いきいき長寿社会センター事業		☐		
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	⑧制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト	☐			
	☐		☐	☐	☐	☐	⑨社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業	☐			
					☐		⑩福祉人材センター事業			☐	
	☐		☐		☐		⑪福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業		☐		
					☐		⑫福祉介護サービス評価センター事業			☐	
					☐		⑬民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業	☐			
			☐		☐		⑭福祉サービス運営適正化委員会事業				☐

◇組織基盤の強化に向けた中心項目

組織体制の強化	人材育成の強化	働きやすい環境づくり	情報発信、広報力の強化
経営基盤の強化	財政基盤の強化	ガバナンスの強化	関係機関・団体との連携強化

◇重点目標における令和7年度主要事項

重点目標①	社会的孤立への対応
	新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図ります。

- (1) 市町村社協活動支援事業
 - ①地域における重層的な支援体制を構築する観点から、「個別（相談）支援」と「地域づくり支援」を担う人材の育成及び資質向上を図ります。
- (2) 生活福祉資金等貸付事業
 - ①新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付（以下：特例貸付）のフォローアップ支援業務（償還免除・償還猶予・償還協議、特例貸付後の相談支援）を適正に行うとともに、借受世帯等の多様な生活課題に対し、多機関との連携・協働をさらに強化し、必要な支援を実施します。
- (3) 日常生活自立支援事業
 - ①問題の深刻化を予防するため地域での見守り及び支援を促進します。
 - ②福祉サービス利用援助事業に付随する課題（身寄りのない方の死後事務、低所得者対策等）への対応を委託先と共に検討します。
- (4) ボランティアセンター事業
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により深刻化した生活課題等への対応を図るため、ボランティア・市民活動団体による「孤立」を深めない・「つながり」を絶やさない活動を支援します。
- (5) いきいき長寿社会センター事業
 - ①地域で孤立せずに安心して暮らすために、サロンまたはグループ活動を行うための自主活動グループの立ち上げなど、地域におけるリーダーとしての活動を行う人材の養成に取り組みます。
 - ②誰もが健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るために、スポーツ交流大会等を開催するとともに、大会を通じて参加者同士の仲間づくりを推進します。
- (6) 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
 - ①地域共生社会の実現に向けて、また、様々な地域生活課題等への対応を図るため、県域における社会福祉法人（福祉施設）の連携・協働による公益的な取組「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」の活動強化を図ります。
- (7) 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
 - ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施し、ひとり親家庭の親の自立を促進します。
 - ②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援します。

重点目標②	市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり
	地域共生社会の実現に向けて、市町村社協が地域福祉推進の中核、コーディネーター役を發揮できるよう、市町村社協を総合的に支援します。

- (1) 市町村社協活動支援事業
 - ①市町村社協における「相談・支援体制の強化」と「地域づくりのための活動基盤整備」を支援します（モデル的な取組の推進・支援）。
 - ②市町村社協の先駆的な取組の情報を収集し、分かりやすく“見える化”して伝えるとともに、県内での普及啓発を図ります。

(2) 生活福祉資金等貸付事業

- ①市町村社協の体制を確保するとともに、市町村社協の生活支援力の強化に取り組み、特例貸付の適切な債権管理やその後の相談支援等当該世帯に寄り添った生活支援を実施します。

(3) ボランティアセンター事業

- ①ボランティアの力を地域共生社会に実装するため、市町村社協ボランティア担当者を対象に「ボランティアコーディネーション能力向上研修」を実施します。

重点目標③	相談支援・生活支援と権利擁護の充実
	地域における包括的な支援体制の構築に向けて、市町村社協、関係機関・団体、民生委員・児童委員等と連携しながら相談支援・生活支援強化に取り組みます。

(1) 生活福祉資金等貸付事業

- ①特例貸付や債権管理及び特例貸付後の相談支援を通して明らかになった、借受世帯等の多様な生活課題に対し、多機関との連携・協働をさらに強化し、必要な支援を実施します。

(2) 日常生活自立支援事業

- ①福祉サービス利用援助事業を全市町村社会福祉協議会へ委託実施しています。
②第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用促進への取組を強化します。

(3) 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働

- ①民生委員・児童委員が取り組む活動を広く知ってもらえるよう、和歌山県民生委員児童委員協議会と連携しながら実践事例の広報・普及に向けた支援を行います。

(4) 福祉サービス運営適正化委員会事業

- ①福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が適切に行われているか運営監視を行い、利用者の権利擁護を図ります。
②福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対し、事業者における苦情解決の仕組みの機能促進とともに、適切な対応・解決に努め利用者の権利擁護を図ります。

重点目標④	多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援
	新たな地域課題への対応や災害時の福祉救援活動等、「支え合い」や「つながりづくり」を基礎に、ボランティアやNPO等多様な主体との連携で地域づくりを推進します。

(1) 市町村社協活動支援事業

- ①市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、行政等関係機関が、それぞれの地域において地域生活課題や社会資源等を情報共有し、包括的な支援体制づくりを推進できるよう、研修会の実施等を通じて支援します。

(2) ボランティアセンター事業

- ①市町村社協と共に多世代、異業種の方を巻き込んだ協働実践が行えるようプラットフォームを構築し、生涯を通じた「福祉教育・学習」の機会提供を図ります。
②ボランティアの自主性、自発性及び創造性等による活動の魅力や価値を発信するため「ボランティアフォーラム」を開催し、幅広い層に対しボランティア活動をしたいと思える環境づくりを進めます。

(3) いきいき長寿社会センター事業

- ①地域の絆を深め、仲間づくりを図る目的で運営されている高齢者サロンの充実と立ち上げ等を行う人材を養成します。

②社会参加活動を希望する高齢者の「わかやま元気シニア生きがいバンク」への登録や企業や団体、学校などに対し、登録者の活動について働きかけを行い、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進していきます。

(4) 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト

①社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を促進・支援する中で、あらゆる地域生活課題への対応を図るため、多機関協働と多職種連携のもとに、本プロジェクトにおいて多様な実践や事業活動の開発、展開ができるよう取り組みます。(モデル事業の実施等)

(5) 新たな福祉課題・分野への対応

①新たな福祉課題・分野への対応の一つとして、「和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業」を県より受託し、こども食堂の普及と活動支援に取り組みます。

重点目標⑤	地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成
	福祉サービスの主たる担い手として地域福祉を支える社会福祉法人(福祉施設)等の経営支援及び福祉人材確保・養成、質の向上、公益的な取組を支援します。

(1) 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業

①介護福祉士修学資金等貸付事業を実施し、介護人材の確保を図ります。

②保育士修学資金貸付等事業を実施し、保育士の人材確保を図ります。

(2) ボランティアセンター事業

①地域福祉の担い手を広く育成するため、「福祉教育推進担当者会議」等を通して県内の福祉教育推進員(全国福祉教育推進員研修修了者)や実践者の活動を支援します。

(3) 福祉人材センター事業

①多様な人材が福祉の仕事への関心を高め、就労につなげていけるよう、福祉人材のすそ野拡大に向けた多様なアプローチや福祉の仕事の魅力を発信し、将来的な福祉人材の確保に取り組みます。

②介護人材の確保・定着支援のため、介護ロボットやICTの導入・活用等、介護施設等の生産性向上の取組を支援します。

③保育人材の確保・定着支援のため、保育士を目指す学生や潜在保育士等に向けて保育士や保育の職場の魅力を発信するとともに、保育士支援アドバイザー等の訪問により保育施設等の労働環境改善を支援します。

④福祉従事者の能力開発や職場環境づくりを支援するため、次に掲げる研修の新規開催や拡充開催など、キャリアパスや専門技術、組織支援、資格取得支援の研修を実施します。

○キャリアパス(生涯)研修の実施【新規1回】

○課題別・専門技術研修の実施【拡充4回】

○課題別・組織支援研修の実施【新規5回、拡充1回】

⑤包括的な支援体制づくりに向けて、市町村社協職員や社会福祉施設職員をはじめとする関係専門職が多様化・深刻化する地域生活課題に対応できるよう、他職種連携や住民との協働による地域づくりの視点を取り入れた研修を企画・検討します。

(4) 福祉介護サービス評価センター事業

①福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。

(5) 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業

①民間社会福祉事業従事者の離職防止及び安定的な確保の一助として、ニーズに対応した福利厚生支援の充実を図ります。

(6) 福祉サービス運営適正化委員会事業

①福祉サービス提供事業所におけるサービスの質の向上及び事業者段階での苦情解決体制整備支援のため、研修・啓発に取り組みます。

重点目標⑥	自然災害への対応
	災害時の福祉救援活動や被災地支援等に迅速かつ効果的に取り組むために、平時から備えを強化します。（災害 VC 運営、BCP、災害福祉支援ネットワーク等）

（１）市町村社協活動支援事業

- ①災害時の相互支援協定に基づき、社会福祉協議会の特性を発揮した支援活動を行えるよう、市町村社協職員等による「先遣隊」・「運営支援（者）」チームづくりを推進します。

（２）災害ボランティアセンター事業

- ①県内支援者の合同実践の場として、広域型訓練や研修を実施し、災害時にも支え合える人づくり、関係づくりの推進に取り組みます。

- ②県災害ボランティアセンター協力団体との共同会議を通し、情報交換や知識・経験を共有し活動のあり方について具体的方向性を検討します。また、災害ボランティア登録者に防災とボランティアに関する事業への参加を促進します。

- ③必要な量の資機材を迅速に届けることができるよう、県内ストックヤード（災害ボランティア活動支援資機材保管庫）の配備・点検等を進めます。また、災害ボランティアセンターにおけるコーディネートなど支援経験・知見を有するメンバーを中心に、災害ボランティアセンター設置・運営支援チームづくりを行います。

（３）社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業

- ①災害時の避難所等における福祉支援体制の構築を図るため、県とともに「災害福祉支援ネットワーク」及び「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の活動を推進します。

総務企画部（総務経営班）

1. 法人運營業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）組織基盤の強化に向けた中心項目

中心項目	人材育成の強化 ガバナンスの強化	働きやすい環境づくり 関係機関・団体との連携強化	情報発信、広報力の強化	財政基盤の強化
------	---------------------	-----------------------------	-------------	---------

◆令和7年度事業概要

- 法人組織の更なるガバナンス強化及び事業運営の透明性の向上を図り、適切な法人運営に努めます。
- 国、県の財政状況が引き続き厳しい状況にある中、公費の安定的な確保に努めるとともに、継続的・安定的な事業運営と本会独自事業の企画・実施を進めるため、収益事業等の自主事業の強化を図ります。

実施項目・事業名	備考
1. 法人運営及び関係機関・団体（会員）との連携強化を図ります。 （1）法人経営体制の充実と強化 ① 理事会、評議員会の定期的な開催及び必要な情報提供 ・ 定時評議員会の開催（6月：和歌山市） ・ 理事会の開催（6月、3月：和歌山市） ・ 監事会の開催（5月：和歌山市） ・ 役員、評議員への情報提供及び事業への参画協働 ② 会計監査人による適切な会計監査の実施 （2）会員制度の充実強化 ① 正会員・賛助会員の加入促進 （3）全国・近畿ブロック社協及び行政機関、関係団体との連携強化 （4）共同募金会との連携 ① 社会福祉法第119条に基づく意見の提出及び赤い羽根共同募金街頭募金等への協力 ② 共同募金の周知及び理解促進 ア 本会が実施する広報活動等における共同募金を活用した事例等の広報 （5）災害時の福祉救援活動への取組 ① 近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会による災害時の相互支援協定を中心とした近畿ブロック府県社協、全社協等との連携 2. 法人運営基盤の強化を図ります。 （1）公費の安定的確保 （2）自主財源の確保促進 ① 収益事業の実施 ア 飲料自動販売機の設置経営 イ 図書斡旋販売等の強化 ② 共同募金を中心とした民間財源の活用促進 ③ 基金等の運営 ア はまゆう基金、堤基金、福祉基金、いきいき事業基金等の安定的な運用 （3）事務の省力化とコスト意識を持つための取組強化 （4）情報収集・情報提供機能の強化 （5）本会広報誌「福祉わかやま」の発行 《年11回発行》 （6）県社協70周年記念誌の作成 【新規】	

総務企画部（企画班）

1. 市町村社協活動支援事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
具体的事業	①市町村社協活動支援事業 ④民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働

◆令和7年度事業概要

- 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築と、それに必要な人材の育成・資質向上を促進しながら、各地域における事業展開を支援します。
- 地域福祉推進の中核を担う市町村社協活動を支援します。
- 住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が取り組む活動の広報・普及支援を行うとともに、社協活動との連携を一層強化します。

実施項目・事業名	備考
1. 市町村社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進します。 (1) 包括的な相談支援に取り組める人材の養成・資質向上 ① 地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修 ・ 目的：地域共生社会に向けた包括的支援（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を見据え、地域における重層的な支援体制を構築する観点から、地域において「個別（相談）支援」と「地域づくり支援」を担う人材の育成及び資質向上を図る。 ・ プログラム：事前学習、講義、演習等（3回） ・ 参加対象：市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、市町村行政等の職員 ② 市町村社会福祉協議会職員研修会（新任職員研修会等） ③ 研修の情報提供及び参加促進 (2) 地域福祉推進の中核を担う市町村社協活動の強化促進 ① 市町村社協巡回訪問等による個別支援 1) 包括的支援体制の整備に向けた事業展開の促進 2) 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働の促進 ② 和歌山県市町村社協連絡協議会活動の支援 1) 総会、理事会 2) 会長会議、事務局長会議 3) 業務課題別検討会 4) 市町村社会福祉協議会役職員研修会 5) 市町村社会福祉協議会職員研修会（新任職員研修会）【再掲】 6) 研修の情報提供及び参加促進【再掲】 7) 過去の災害支援を踏まえた確認事項等への対応 8) 市町村社会福祉協議会便覧の作成 9) 業務課題別検討会にかかる企画（研修会・会議等）の実行支援 ③ 県内市町村社協における地域福祉活動計画の策定・実行の状況把握 ④ 多様な地域福祉活動実践の情報収集と情報発信 (3) 「相談・支援体制の強化」と「地域づくりのための活動基盤整備」の支援 ① 特例貸付借受人を含む生活困窮者への支援	6月～ 9月 通年 通年 通年 4月、随時 12月、10月 3テーマ 2月 9月 通年 通年 9月 随時 通年 通年 通年

実施項目・事業名	備考
(4) 「社会福祉協議会」の使命や活動・事業のあり方の検討【新規】 ① 市町村社協巡回訪問等による情報収集 ② 市町村社会福祉協議会中堅層職員による研究会 (5) 地域福祉活動推進のための関係機関との連携強化 ① 和歌山県市町村社協連絡協議会の運営支援【再掲】 ② 全国・近畿ブロック会議等への参加 ③ 企業の地域貢献活動との連携【拡充】	通年 6月～ 通年
2. 和歌山県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員活動を支援します。 (1) 民生委員・児童委員の活動状況把握と情報発信 ① 関係者（機関）への民生委員・児童委員活動の広報・普及に向けた支援 (2) 社会福祉協議会活動との連携強化 ① 社協活動との連携事例の情報収集と発信 ② 社協活動との連携強化（研修会への講師派遣等）	通年

2. 施設関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
具体的事業	⑧制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト ⑨社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業

◆令和7年度事業概要

○「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」推進委員会の運営 地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題等への具体的な対応を図るため、県域における社会福祉法人（福祉施設）等の連携・協働による公益的な取組「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」の活動を推進します。 ○和歌山県社会福祉法人経営者協議会と連携し、各種課題に即した研修機能強化に取り組み、社会福祉法人（施設）の活動を支援します。 ○施設協議会等の事務局機能を担うとともに、施設協議会・福祉関係団体への助成や情報提供等を通じ、その運営や活動を支援します。 ○教員免許を取得する学生に義務づけられた「介護等体験」について、同体験を通じて個人の尊厳や社会連帯の理念を学び、福祉教育につながるよう大学及び社会福祉施設との連絡調整を行い、円滑なマッチングを支援します。 ○授産活動を行う障害者福祉施設・事業所に対し、「授産活動活性化資金融資事業」による無利子融資を行い、その活動を支援します。 ○災害時の避難所等における福祉支援体制の強化に向け、県とともに「災害福祉支援ネットワーク」及び「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の活動を推進します。
--

実施項目・事業名	備考
1. 「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」を通じて、地域を支える社会福祉法人の活動を支援します。 地域共生社会の実現に向けて、地域における公益的な取組を責務とする社会福祉法人等がその一翼を担うことができるよう、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」を通じて社会福祉法人の公益的な取組を支援します。活動9年目を迎えるにあたり、活動の発展強化を図ります。 【取組方針】 ・地域共生社会の実現に向けた協働プロジェクト活動の発展強化 ・モデル事業の実施による各法人の取組促進・支援 ・地域生活課題（テーマ）に即した具体的な活動、実践づくり ・本プロジェクトを通じた社会福祉法人活動の見える化 （1）あらゆる地域生活課題への対応を図るための多機関協働、多職種連携による多様な事業・活動の開発と展開 ① 協働プロジェクト活動の発展強化に向けた検討 ② モデル（助成）事業の実施 ③ 地域生活課題に即した具体的な活動、実践づくり ア 事業別・課題別小委員会による具体的取組の推進 例）災害対応、こども支援、生活困窮者支援、居場所づくり等 イ 地域共生社会（地域における公益的な取組）を支える人材の養成 ・地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修との連携、参加促進	通年 4月～ 8月～

実施項目・事業名	備考
(2) 市町村社協との連携・協働による各地域でのネットワークづくり促進、支援 ① 市町村域等のネットワークづくり支援 ② 市町村社協との協働による取組の強化	通年
(3) 実践事例の収集・発信（見える化）と普及啓発 ① 県経営協との連携による啓発事業の実施 ② 実践活動報告会等の開催	通年
(4) 推進委員会事務局の運営 ① 幹事会・総会の開催 ② 会費（負担金）の管理	6月、3月
2. 社会福祉法人（社会福祉施設）をはじめとする関係団体との連携を強化します。	
(1) 和歌山県社会福祉法人経営者協議会及び社会福祉施設協議会等との連携による支援 ① 研修機会の提供（セミナー・研修） ア 社会福祉法人及び関係制度等に関する情報収集・発信、研修機会の提供 ・県経営協研修会との共催・連携強化 イ 各施設種別・事業種別の課題に即した研修機会の提供	通年
② 各施設協議会・福祉関係団体の連絡調整、情報収集と課題把握、助成 ア 施設協議会との連携のあり方を検討する場の設定	通年
③ 全国・近畿ブロック等との連絡調整、情報収集、整理、発信	通年
④ 団体事務局受任による支援 ア 和歌山県社会福祉法人経営者協議会 ・情報の収集、会員法人への情報提供 ・総会、研修会の開催 ・全国及び近畿社会福祉法人経営者協議会との連携 ・県経営協組織の組織基盤強化（会員加入促進）	通年 年5回程度
イ 和歌山県保育連合会 ・総会・研修会、保育研究会等の開催 ・各支部及び部会活動の支援 ・全国及び近畿ブロック保育協議会との連携	5月、2月
(2) 社会福祉連携推進法人制度への対応等、社会福祉法人の連携・協働による取組事例の収集と取組の普及・支援	通年
(3) 新たな生活課題への対応と協働の場づくり（協働プロジェクトに包含）	
(4) 「災害福祉支援ネットワーク」及び「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の運営 ① 災害派遣福祉支援ネットワークへの参画、推進（県と共同事務局設置） ② チーム員の登録管理、災害時の派遣チーム編成 等	通年
(5) 教員免許志願者に対する「介護等体験」事業 ① 教員免許状の取得を希望する学生と施設のマッチング ② 体験期間中の大学・学生と施設との連絡調整	通年
(6) 授産活動活性化資金融資事業 ① 融資制度の利用啓発・普及 ② 適正な融資審査と債権管理	通年

3. 企画調整 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）組織基盤の強化に向けた中心項目

中心項目	人材育成の強化	情報発信、広報力の強化	関係機関・団体との連携強化
------	---------	-------------	---------------

◆令和7年度事業概要

- 近年の複合化・多様化した生活課題に対応するため、第6次活動計画の基本理念や行動指針に基づき、既存の制度や事業の枠にとらわれず県社協として出来ること、すべきことを考え、関係機関及び他（多）分野との連携を図りながらその解決に取り組めます。
- 社協や社会福祉法人、専門職、民生委員児童委員、ボランティア・NPO等をはじめとする地域の多様な活動者等が「地域共生社会の実現」に向けて取り組む活動や調査研究活動等を共有し、学び合う場として「地域福祉推進フォーラム」を開催し、先駆的な取組の普及啓発や交流機会の提供につなげます。
- 新たな福祉課題・分野への対応の一つとして、「和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業」を県より受託し、こども食堂の普及と活動支援に取り組めます。

実施項目・事業名	備考
1. 新たな福祉課題（分野）への対応と地域福祉推進フォーラムの開催 （1）第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画の遂行並びに進行管理 （2）新たな福祉課題・生活課題への対応・事業企画の強化 （3）ニーズ把握（情報収集・情報提供）と課題に対する調査・研究 （4）組織横断的なワーキングチーム活動の強化 （5）地域福祉推進フォーラムの開催（法人設立70周年記念事業）	12月
2. 和歌山県こども食堂応援ネットワーク事業の受託実施 （1）こども食堂の立ち上げや運営に関する相談支援 （2）こども食堂に関する情報収集・情報提供 （3）食材や寄付等の支援物資の分配、マッチング （4）ネットワーク事務局の受託・運営	通年

地 域 福 祉 部（権利擁護班）

1. 地域福祉権利擁護センター・成年後見支援センター事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ② ③
具体的事業	③日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）

◆令和7年度事業概要

- 判断能力が必ずしも十分でない方々の福祉サービス利用にかかる自己決定を尊重・支援するため、日常生活自立支援事業に取り組みます。この日常生活自立支援事業の中核である福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等を行う「福祉サービス利用援助事業」については、利用者の身近な地域でサービスが提供されるよう、県内の市町村社会福祉協議会に委託して実施します。併せて問題の深刻化の予防に努めます。
- また、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村において整備（委託可）される、中核機関や地域連携ネットワークの体制整備を推進するため、引き続き、県とともに都道府県の機能強化に努めます。

実施項目・事業名	備考
1. 日常生活自立支援事業の実施 (1) 福祉サービス利用援助事業の実施 ① 福祉サービス利用援助事業の全市町村社会福祉協議会への委託実施 ② 生活保護受給者への利用料全額助成の実施 ③ 住民税非課税者への利用料助成の実施 ④ 福祉サービス利用援助システムの運営・改修 ⑤ 利用待機者0への取組 (2) 事業従事者の資質向上 ① 専門員研修会の開催（紀北・紀南） ② 生活支援員研修会の開催（紀北・紀南） (3) 契約締結審査会の開催 (4) 委託先への支援 ① 現地支援 ② 委託先法律相談支援事業の実施 ③ 福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への円滑な移行促進 (5) 広報活動等の実施	通年 通年 通年 通年 通年 9月、2月 6月、2月 通年（毎月） 通年 通年 通年 通年
2. 成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組促進 (1) 県成年後見支援センターの運営 ① 成年後見支援センター運営委員会の開催 ② 法人後見実施の促進 (2) 成年後見制度利用促進事業 ① 県単位での協議会の運営 ② 成年後見制度市町村長申立研修会の開催 ③ 成年後見制度利用促進に係るアドバイザー派遣 ④ 県域総合相談窓口の運営 ⑤ 社会福祉法人等への成年後見制度出前講座の開催	随時 通年 通年 9月 通年 通年 随時
3. 問題の深刻化の予防 (1) 問題の深刻化を予防するため地域での見守り及び支援を促進 (2) 福祉サービス利用援助事業に付随する課題対応の検討 (3) 相談支援の実践力強化研修（生活資金班との合同実施）【新規】	年2回 （1）と連動 2月

地 域 福 祉 部（生活資金班）

1. 生活福祉資金等貸付事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ② ③
具体的事業	②生活福祉資金等貸付事業

◆令和7年度事業概要

- 新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付（以下：特例貸付）を含む生活福祉資金借受世帯等の自立支援の強化を実施します。
- 特例貸付の償還免除手続きを実施します。
- 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援（償還猶予、生活支援等）を進めます。
- 長期滞納債権について、債務者の状況確認を優先的に行之、ケースに応じて督促継続、法的措置、償還免除等の対応を進めます。
- 不動産担保型生活資金の償還滞納債権について、相続人との協議、競売等を進めます。

実施項目・事業名	備考
１．特例貸付借受世帯等に対する生活支援及び適正な債権管理に努めます。 (１) 生活支援を含む適正な債権管理の実施 ① 借受世帯等の自立支援（特例貸付以外（通常）の貸付けと併せて実施） ア コロナ禍を踏まえた生活課題への取組（特例貸付借受人等生活困窮者への支援） ② 償還免除手続きの実施 ア 借受人に対して償還免除手続きのご案内 イ 償還免除申請の受付 ウ 償還免除申請書類審査 エ 償還免除審査の結果通知 ③ 償還猶予手続きの実施 ア 償還猶予申請の受付 イ 償還猶予申請書類審査 ウ 償還猶予審査の結果通知 エ 償還猶予期間中の支援 オ 償還猶予期限到来の通知 ④ 償還開始後の償還指導（特例貸付以外（通常）の貸付けと併せて実施） ア 個々の状況に配慮した少額返済の協議 イ 償還残額のお知らせの送付 ウ 償還督促通知の送付 エ 法的措置の実施【新規】 ⑤ アセスメントシートシステムの運用・改修	通年 5月 6～8月 7～10月 11～12月 通年 通年 5月 11月 通年

実施項目・事業名		備考
2. 生活福祉資金等貸付事業の効果的な運営(適正な貸付け・債権管理)に努めます。		
資金種類	概要	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける。	
福祉資金	低所得、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、一時的に必要な資金を使途目的別に貸し付ける。	
教育支援資金	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費を貸し付ける。	
不動産担保型生活資金	低所得(もしくは要保護)の高齢者に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける。	
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者に対し、公的給付または公的貸付の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、自立を支援する。	
(1) 貸付段階に関して		通年
① 貸付審査等運営委員会(原則、毎月開催:和歌山市)		
② 貸付申込みの審査		
ア 自立相談支援機関、福祉事務所等関係機関との連携		
イ 申込時の状況確認の徹底		
ウ 迅速かつ十分な貸付け支援ができる運用実施		
③ 窓口対応にかかる市町村社協及び民生委員の支援(貸付・償還の取組確認)		9月
ア ブロック別担当者会議の開催		2月
イ 相談支援の実践力強化研修会の開催(権利擁護班との合同実施)【拡充】		通年
ウ 民生委員定例会等への派遣		通年
エ 窓口対応の相談にかかる市町村社協及び民生委員支援		
・リーフレットの作成、配付		
オ タイムリーな情報提供		毎月
・運営委員、市町村社協及び民生委員等への情報発信		通年
④ 住民及び関係機関への貸付事業周知・広報(広報誌掲載、ホームページ掲載等)		通年
⑤ 総合相談(伴走・訪問支援)の強化		通年
ア 生活福祉資金貸付事業で培ってきた相談支援・家計支援のノウハウを生かし、様々な生活相談に対応し、関係機関等との連携を図りながら個別に問題解決を支援する。		
イ 家計改善支援の推進		
⑥ 生活困窮者自立支援法に関する対応		
ア 市町村社協に対する支援・情報提供		
イ 自立相談支援機関との連携推進会議の実施		
ウ 生活困窮者自立支援法に関連した会議・研修等への参加、情報交換の実施		
⑦ 関係機関との連携(就労・障害福祉・住居確保・生活保護等)		
ア 関係機関が実施する会議等への参画		
・県居住支援協議会への参画		
イ 関係機関の実務的な連絡調整、課題共有、事例検討等		
(2) 償還指導について		通年
① 借受世帯の自立支援		償還履行者率 60%
ア 市町村社協及び民生委員、民生委員協議会、自立相談支援機関との連携による貸付後の見守り		

実施項目・事業名	備考
イ 滞納初期段階での状況確認 ウ 世帯状況に応じた償還計画変更や猶予等の対応により償還履行を徹底 ② 生活福祉資金債務世帯等の自立支援の強化の実施 債務者等に対する相談支援の強化を行い、債務者等の生活の安定を目指し、ひいては、償還履行者率の向上を図る。 (3) 不良債権への対応について ① 償還督促等の実施 ア 市町村社協との連携による個別訪問協議の強化 ・ 初期滞納ケースへの声掛け・訪問 ・ 長期滞納ケースの精査・交渉 ・ 生活困窮世帯に対する生活支援 イ 滞納者への償還督促の強化 ・ 督促状の送付 ・ 個別督促の実施 ・ 住民票調査等による転居先確認 ・ 内容証明郵便による督促 ・ 法的措置の実施 ② 償還金支払免除の実施 ・ 償還金支払免除の実施 ・ 延滞利子免除の実施 ③ 不動産担保型生活資金の償還滞納債権への対応 ・ 相続人との協議、競売等の実施 (4) その他、関係機関との連携 ① 近畿ブロック府県社協生活福祉資金研究協議会等への参加 ② 全社協等が実施する会議、研修会への参加	

2. 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ③ ⑤
具体的事業	⑪福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業

◆令和7年度事業概要

- 介護福祉士修学資金等貸付事業を実施し、介護人材の確保を図ります。
- 保育士修学資金貸付等事業を実施し、保育士の人材確保を図ります。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施し、ひとり親家庭の親の自立を促進します。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援します。
- 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業に係る広報啓発、債権管理を行います。

実施項目・事業名			備考
1. 福祉人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業の広報啓発及び適正な貸付けを実施します。 （1）介護福祉士修学資金等貸付事業として返還免除付きの貸付けを行うことにより、介護人材の確保を図ります。			募集期間 （予定含む）
資金種類	内容	返還免除要件	
介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金	養成施設在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き5年間対象業務に従事	1～4月 ※令和7年度入学生
福祉系高校修学資金	福祉系高校在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き3年間対象業務に従事	4～5月
介護福祉士実務者研修受講資金	実務者研修受講資金の貸付	資格取得し、県内で引き続き2年間対象業務に従事	年4回
介護人材再就職準備金	離職した介護職員（1年以上の経験を有する者）への再就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	通年
介護分野就職支援金	他業種から介護職員への就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	通年
障害福祉分野就職支援金	他業種から障害福祉職員への就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	通年
（2）保育士修学資金貸付等事業として返還免除付きの貸付けを行うことにより、保育人材の確保を図ります。			
資金種類	内容	返還免除要件	
保育士修学資金	養成施設在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き5年間対象業務に従事	5～6月
保育補助者雇上費	保育事業者への保育補助者雇上げ費用の貸付	保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得	通年
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該未就学児の保育料の一部を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	通年
保育士就職準備金	保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	通年
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該未就学児の預かり支援事業利用料金の一部を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	通年

実施項目・事業名			備考
(3) ひとり親家庭の高等職業訓練機関在学者に入学準備金及び就職準備金の返還免除付き貸付けを行うとともに、ひとり親家庭の親に住宅支援資金の返還免除付き貸付を行うことにより、ひとり親家庭の親の自立を促進します。			5 月 通年
資金種類	内容	返還免除要件	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親への入学準備金または就職準備金の貸付	県内に居住し、養成機関を修了かつ資格取得後1年以内に対象業務に就職（所定労働時間が週20時間以上）し、5年間従事	
ひとり親家庭住宅支援資金	原則、児童扶養手当の支給を受け、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方の家賃支援貸付	①現に就業していない方は、1年以内に就職し、1年間就業を継続 ②現に就業している方は、1年以内より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間就業を継続	通年
(4) 児童養護施設退所者等で進学または就職した者に生活費、入所者等に資格取得費用の返還免除付き貸付けを行うことにより、自立を支援します。			通年 通年
資金種類	内容	返還免除要件	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金	進学や就職を機に児童養護施設等を退所した方等への生活支援費、家賃支援費の貸付	引き続き5年間就業継続（所定労働時間が20時間以上）	
	児童養護施設等に入所している方等への資格取得費用の貸付	引き続き2年間就業継続（所定労働時間が20時間以上）	
(5) 福祉人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業の周知に係る広報啓発を行います。 ① ホームページ掲載、養成施設、関係機関等への案内等による広報啓発 ② 児童養護施設への訪問等による現状把握、研修会への参加等による貸付事業の周知強化			通年
2. 福祉人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業の適正な債権管理を実施します。			
(1) 福祉人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業の適正な債権管理を行います。 ① 借受人の定期的な状況確認（在学状況、就労状況） 介護・保育…年1回、ひとり親…年4回、児童養護…年2回 ② 状況確認に基づく取扱い ア 継続送金 イ 返還猶予にかかる事務手続き ウ 返還免除にかかる事務手続き エ 返還にかかる事務手続き			

地 域 福 祉 部（ボランティア振興班）

1. ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンター事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ② ④ ⑤ ⑥
具体的事業	④ ボランティアセンター事業 ⑥災害ボランティアセンター事業

◆令和7年度事業概要

- 県ボランティアセンター使命と機能を活かし、ボランティア・市民活動センター(中間支援組織等)支援や幅広い領域のボランティア活動の体験機会と情報の収集・提供に取り組みます。多様化する県民の生活課題に対応するため、受益者とボランティアの双方を良い方向へと導くコーディネーターが必要となることから、市町村社協や関係団体との連携・協働による人材育成を図ります。福祉教育の推進については、県内の福祉教育推進員（全国福祉教育推進員研修修了者）を中心に、多世代、異業種を巻き込んだ協働実践ができるよう、また、効果的かつ地域に根ざした取組となるよう支援し、実施・評価・改善を行っていきます。
- 県災害ボランティアセンター（常設）は、災害時にも地域の最前線で支援活動を展開する市町村災害ボランティアセンターを支えるため、「住民中心、地元主体、協働」を活動の原則に、災害時にも助け合える場づくりやしくみづくりに取り組みます。広域訓練や研修、交流会等を通して、ボランティアをはじめ協力団体等多様な関係者と顔の見える支援関係（つながり）を構築するとともに、これまでの災害からの学びや経験を可視化し、分かち合い、伝え合い、南海トラフ巨大地震など自然災害への対応力を強化します。

実施項目・事業名	備考
1. 広域におけるボランティア活動支援機能を強化します。	
(1) ボランティア・市民活動団体の支援	通年
① 情報集約・提供 ② 助成（ボランティア活動交流普及事業）の実施	
③ 相談・案内業務 ④ 活動保険の促進等	
(2) コーディネーション能力向上事業の実施	
① ボランティアコーディネーター養成研修(兼市町村社協 VC 担当者会議)	年1回
(3) 福祉教育推進事業の実施	
① 全国福祉教育推進員研修受講促進	年1回
② 市町村社協における福祉教育実践の情報共有及び福祉教育推進支援	通年
③ 和歌山県福祉教育推進プラットフォーム会議の実施	年3回
2. 大規模災害に備えた県災害ボランティアセンターの機能・体制を強化します。	
(1) 市町村災害ボランティアセンター支援事業	
① 広域・同時多発災害対応訓練の実施	年1回
② 災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修の実施	年1回
③ 災害ボランティア活動支援にかかる訓練・研修への参画	通年
(2) 県災害ボランティアセンター運営・啓発事業	
① 県災害ボランティアセンター協力団体等との共同会議の実施	年4回
② 災害ボランティア登録及び連携促進（防災キャンプ、集会の開催）	通年
③ スtockヤード（活動資機材保管倉庫）の配備・整備の実施	累計18か所
④ 情報発信、広報・啓発物の作成	通年
⑤災害ボランティアセンター運営にかかるICT化の推進（システム導入・運用支援）【新規】	通年

地 域 福 祉 部（健康生きがい班）

1. いきいき長寿社会センター事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	① ④
具体的事業	⑤ いきいき長寿社会センター事業

◆令和7年度事業概要

- 高齢者の社会的孤立を防ぎ、安心して暮らしていけるまちづくりのため、地域の見守りや支え合い活動・相談活動を行う人材の養成を行います。
- 認知症予防、介護予防、社会的孤立の防止等の拠点ともなる地域サロン活動の機能強化と、地域の特性を活かした魅力あるサロンの展開を図るため、高齢者サロン運営アドバイザーを養成します。
- 誰もが健康で生きがいを持ち、自立した生活を送れる社会の実現のため、県内全域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を提供する目的により交流大会を開催します。また、大会を通じて参加者同士の仲間づくりを推進します。
- 第 37 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2025）に、各競技団体と連携しながら、約 160 名の県代表選手を派遣します。
- 社会参加を希望する豊かな知識・経験や資格・技能を持つ高齢者を「わかやま元気シニア生きがいバンク」に登録し、地域や社会のニーズに応じた活動の担い手として活躍できるよう、活動機会の掘り起こしとマッチングを進めます。

[illegible]

実施項目・事業名	備考
④ シルバー美術展の開催（和歌山市） 《ねんりんピック出品作品選考会 展示数 約 200 点》	2 月～3 月
⑤ ふれあい作品展の開催（和歌山市：出品者数（施設利用者）約 500 名）	11 月～12 月
(2) 第 37 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2025）への選手派遣 《約 24 種目：約 160 名参加予定》	10 月 18 日 ～10 月 21 日
3. 社会参加（ボランティア、NPO 活動等）を希望する高齢者と企業や団体、学校等を結びつける取組を推進します。	
(1) 「わかやま元気シニア生きがいバンク事業」の実施	通年
① 社会参加を希望する豊かな知識・経験や資格・技能を持つ高齢者の登録	
② 登録者の活動機会の掘り起こしとマッチング	

福祉人材研修部

1. 福祉人材センター事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	⑤
具体的事業	⑩福祉人材センター事業

◆令和7年度事業概要

【人材確保】

- 無料職業紹介事業を実施するとともにハローワークとの連携を強化し、求職者と求人事業所のマッチングを推進します。
- 就職フェア等によるマッチングの場を設け、求人・求職者への情報提供を行います。
- 事業所と連携して、学生や求職者が福祉職場で体験・見学する機会を提供します。
- 中学校・高等学校等で出前講座を実施し、福祉教育と連携して若い世代に向けた福祉の仕事への理解を促進します。
- SNS 等多様な媒体を活用し、次世代を担う若者やその保護者等に向けて福祉の仕事の魅力発信を図ります。
- 離職した介護福祉士等に対する届出制度の周知、届出者への情報提供等により再就業を促進します。
- 見学・体験、情報提供、職業紹介等によるマッチングを一体的に実施することで、介護職未経験者の就職を支援します。
- 関係機関（ハローワーク、市町村、市町村社協等）との連携を図り、人材の確保・育成・定着に関する各種制度の情報を提供します。
- 介護施設等における生産性向上の取組（介護ロボットやICTの導入・活用等の業務改善）を促進します。
- 保育士の人材確保を図るため、潜在保育士への情報提供や復職を支援する研修会の開催等によりマッチングを充実します。
- 保育人材の定着支援のため、アドバイザー等による訪問や研修会の開催等により保育施設等の労働環境改善を支援します。
- 保育士を目指す学生や潜在保育士等に向けて、保育士・保育の職場の魅力を発信します。

【研 修】

- 職員一人ひとりが福祉のプロフェッショナルとして最新の専門的知識や技術の修得ができるよう支援し、働きがいと誇りを持てる職場環境づくりとキャリアアップの道筋づくりを支援します。
- ・「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程〔初任者、中堅職員、チームリーダー、管理職員〕」を実施します。
- ・種別ごとの課題や現場のニーズに基づく、専門的知識・技術の向上を図る研修を実施します。
- ・組織力を高めるため、組織運営に関わる職員の資質向上を図る研修を実施します。
- ・福祉サービスの質の向上に向けた資格取得の支援をします。
- ・事業所所在地や人員体制等の制約を超え、受講への利便性が高まるようオンラインを活用した研修を実施します。
- ・事業所等へのアンケート調査等を踏まえ、研修メニューの開拓や開催方法（オンライン活用）の工夫等、効果的な研修実施に努めます。

実施項目・事業名	備考
1. 福祉人材の裾野拡大に向けた多様なアプローチ (1) 福祉人材センター事業（福祉人材無料職業紹介事業） ① 福祉の職場への就職に係る相談、求人・求職登録、紹介・あっせん ア 自宅等からでも相談できるオンライン相談の実施 ② 求人・求職情報の提供 ③ 和歌山県福祉人材センター運営委員会（年1回：和歌山市） ④ 紀南福祉人材バンク事業の実施（委託・運営支援） (2) 福祉・介護人材マッチング支援事業 ① 福祉・介護・保育の就職フェア ア 福祉・介護・保育の就職フェア（年3回：和歌山市） イ 介護の仕事 未経験者向け就職相談会（年2回：和歌山市） ② 福祉の仕事 職場体験、見学会 ③ 福祉の仕事 出張相談（ハローワーク、就職説明会等の場への出張） ④ 介護福祉士等の復職等支援 ア 離職した介護福祉士等の届出システムの周知、届出登録者への情報提供 イ 潜在的有資格者への情報提供 ⑤ 介護未経験の中高齢者に対する福祉職場への就職情報の提供 ⑥ 介護未経験者の参入促進 ア ハローワークとの連携による求職者支援 イ 福祉の仕事 出張相談【再掲】 ウ 就労支援機関との連携 エ 介護の就職セミナーの開催 オ 福祉の仕事 職場体験、見学会【再掲】 (3) 保育士人材確保事業 ① 保育士人材確保 ア 保育人材の確保や潜在保育士の再就職に係る相談等（関係機関・保育所等訪問） イ 潜在保育士の再就職支援研修 ウ 放課後児童クラブ支援員にかかる求人求職マッチング支援 2. 福祉の魅力発信と将来的な福祉人材の確保 (1) 福祉・介護人材マッチング支援事業 ① 福祉の仕事 職場体験、見学会【再掲】 ② 学校訪問、福祉の仕事 出前講座 ③ 福祉の仕事 魅力発信事業 ア 福祉の仕事 魅力発信資料の作成 イ 県内中学校・高校等への情報提供 ウ 福祉関係 DVD の貸出 エ 本会広報誌、ホームページ、SNS（LINE、Facebook 等）への情報掲載の拡充 オ パブリシティ活動による情報発信 ④ 保育士・保育の職場の魅力発信事業 【拡充】 ア 保育に関するポータルサイトの掲載情報の拡充 イ 保育の職場を紹介する動画の作成	通年 5 月 7、11、3 月 7、3 月 通年

実施項目・事業名	備考
3. 福祉施設・事業所に対する支援 (1) 福祉・介護人材マッチング支援事業 ① 事業所訪問、求人マッチングに係る調整（介護事業所、保育所、福祉サービス事業所） (2) 介護生産性向上総合相談センターの運営 ① 生産性向上相談窓口の設置 ② 生産性向上の取組促進に向けた伴走支援（アドバイザー派遣等） ③ 生産性向上推進セミナーの開催 (3) 保育士人材確保事業 ① 保育人材定着支援 ア 労働環境改善 ・ 保育士支援アドバイザー等による訪問 ・ 先進的な事例の情報収集及び普及啓発 イ SNS による情報提供 (4) 和歌山県訪問介護事業所協議会との連携による介護事業への理解促進支援 ① 団体事務局受任による支援 ア 和歌山県訪問介護事業所協議会 ・ 総会、研修会の開催 ・ 啓発事業の実施 ・ 会員事業所への情報提供 ② 近畿ブロックホームヘルプ業務推進に係る事務局連携会議の開催 【当番県】 (5) 和歌山県児童館連絡協議会との連携による社会福祉事業従事者の資質向上 ① 団体事務局受任による支援 ア 和歌山県児童館連絡協議会 ・ 総会、研修会の開催 ・ 会員児童館への情報提供	通年 通年 通年 通年 8 月 通年
4. 福祉人材の育成と定着を促進します。 (1) 研修ニーズ把握の実施 ① アンケート調査の実施 ア 社会福祉事業従事者に対するアンケート調査 イ 研修修了後の受講者に対するアンケート調査 (2) 生涯研修の実施 ① 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程・初任者（2日間） ② 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程・中堅職員（2日間） ③ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程修・チームリーダー（2日間） ④ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程・管理職員（2日間）【新規】 (3) 課題別・専門技術研修の実施 ① 社会福祉援助技術研修 ア 社会福祉や対人援助の特性を学ぶ！（基礎編）【拡充】 イ 社会福祉や対人援助の特性を学ぶ！（実践編）【拡充】 ② ファシリテーション研修 ③ 福祉レクリエーション研修 ④ 感染症予防対策研修（2回）【拡充】 ⑤ 医学・緊急時対応研修 ⑥ 認知症ケア研修	年 1 回 通年

2. 福祉介護サービス評価センター事業 関係

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	⑤
具体的事業	⑫福祉介護サービス評価センター事業

◆令和7年度事業概要

- 義務化されていない福祉サービス第三者評価の受審件数が少ないため、福祉サービスを実施する事業所のサービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資するよう、より一層受審の啓発等を行います。また、受審事業所の数の拡大への対応と、質の高い評価を継続して提供するため、評価調査者の確保を図るとともに、全国社会福祉協議会や県推進委員会が実施する研修等へ参加し、評価の質の向上に努めます。
- 地域密着型サービス外部評価事業では、和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱の一部改正（令和3年8月31日施行）に伴い、事業所において「評価機関による外部評価」と「運営推進会議を活用した評価」のいずれかを選択することとなったため、今まで以上に信頼され受審いただく評価機関として広報・啓発に努めます。
- 地域密着型サービス外部評価事業では、利用者本位の福祉サービスの実現を目指すため、公平で客観的な評価に努めるとともに、事業所の実施するサービスの質の向上に向けた取組を支援します。また、評価調査員の養成を図るとともに、フォローアップ研修等の開催や評価に対する事業所アンケートを実施することによって、評価の質の向上に努めます。
- 第三者評価事業や地域密着型サービス外部評価事業の実施にあたっては、感染症の状況等を踏まえ、オンラインの活用等柔軟に対応します。

実施項目・事業名	備考
1. 受審事業所数の拡大と評価の質の向上に努めます。 (1) 事業所のニーズを把握し、啓発等を行うことで、受審事業所数の増加に努めます。 【目標とする指標】 ① 福祉サービス第三者評価事業（5件予定） ② 地域密着型サービス外部評価事業（25件予定） (2) 評価調査者の研修や、評価に対する事業所アンケート等で課題や問題点を探り、評価の質の向上に努めます。 ① 評価調査者フォローアップ研修会の開催 ② 評価調査者継続研修会への参加 ③ 各委員会の開催 (3) 県推進委員会が行う評価調査者養成研修等に協力していきます。 ① 評価調査者養成研修会への参加 ② 評価調査者継続研修会への参加（再掲）	通年 通年 10月～3月 3月 1月～3月 3月

和歌山県福祉サービス運営適正化委員会

◆第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画（令和4年度～令和8年度）による重点目標及び具体的事業

重点目標	③ ⑤
具体的事業	⑭福祉サービス運営適正化委員会事業

◆令和7年度事業概要

- 苦情解決は、第一義的には、事業者段階の話し合いで解決が図られることが求められるものであることから、事業者における苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、研修及び啓発を通じて働きかけを行います。また、福祉サービス利用者等に対し様々な媒体・機会を用いて周知を図り、利用者の潜在的な苦情の表明を促進していきます。
- 福祉サービス利用者等から寄せられた苦情相談について、苦情解決合議体において調査し、適切な解決を図ります。
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営確保のため、実施主体等に業務実施状況の報告を求めるとともに現地調査を行い、必要に応じて助言・勧告等により是正指導します。

実施項目・事業名	備考
1. 事業者の苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう働きかけます。 (1) 事業者段階における自主的な苦情解決の推進 ① 事業者への巡回訪問による状況確認や相談に対する助言（2か所程度） ② 事業者、県担当課等との連携 (2) 苦情解決の仕組みの周知や理解の促進 ① 苦情解決研修の実施（苦情解決責任者・担当者向け1か所：参加者予定80名） ② 出前講座の実施（第三者委員・事業所職員向け：5か所程度）	通年 10月 通年
2. 住民や社会福祉事業経営者等に苦情解決事業を周知・啓発します。 ① 事業概要、事業報告の公表 ② 苦情窓口掲示用のポスター、第三者委員活動推進マニュアル、様式例等の配布 ③ 県社協広報誌による情報提供 ④ ポスター、リーフレット等の配布	通年
3. 福祉サービス利用者等から苦情相談を受け解決につなげます。 ① 事務局における苦情受付（電話、電子メール、手紙等）及び初期対応 ② 苦情解決合議体による事案の審議、事情調査、解決方法の検討・決定 ③ 必要に応じてあっせんの実施、県知事への通知	通年
4. 福祉サービス利用援助事業の適正な実施を確保します。 ① 運営監視合議体の開催、実施主体（県社協）からの業務実施・改善状況報告 ② 現地調査の実施（県内10か所程度予定：県社協及び受託市町村社協） ③ 福祉サービス利用援助事業に関する苦情相談受付、解決支援	8月、2月 6月～12月 通年
5. 福祉サービス運営適正化委員会全般にかかる事業の実施 (1) 運営適正化委員会（全体会議）の開催（年1回：和歌山市） (2) 調査研究及び必要に応じ関係機関への提言や意見具申	8月

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)